

第7回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」  
**応急対策職員派遣制度の概要、  
令和6年能登半島地震を踏まえた対応等について**

**総務省 自治行政局 公務員部 応援派遣室長  
穂積 直樹**

## **1 はじめに**

# 大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について

- 被災団体のニーズに応じ、発災直後の「短期派遣」と復旧・復興段階の「中長期派遣」を実施
- 災害時に地方公共団体間で職員の応援派遣を行う仕組みを構築
- 全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣

	短期派遣 (応急対策職員派遣制度)	中長期派遣 (復旧・復興支援技術職員派遣制度等)
被災自治体での支援業務	発災直後の災害応急業務 (避難所の運営・罹災証明書の交付等)	復旧・復興業務 (災害復旧事業に係る設計・施工管理等)
求められる役割	災害マネジメント支援・マンパワー支援	専門知識・技術
時期(目安)(※)	発災後1~2か月程度	発災後3か月以降
職員の主な派遣期間	1週間程度で交代	通常は1年単位
派遣の形態	職務命令による公務出張	地方自治法に基づく職員派遣(転居を伴う場合が多い)
費用負担	一般的には派遣元自治体	派遣先自治体
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣元自治体が負担をする応援に要する経費(職員の時間外勤務手当・活動経費等)について、特別交付税により措置(実績額の8割)</li> <li>被災自治体へ派遣される職員の装備(安全装備、寝具、情報通信機器等)に要する経費や資格取得に係る経費について、普通交付税により措置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣先自治体が負担をする受入れに要する経費(給料・各種手当等)について、特別交付税により措置(実績額の8割、震災復興特別交付税は10割)</li> <li>復旧・復興支援技術職員派遣制度においては、一定要件を満たす場合、人件費を普通交付税(市町村は特別交付税)により措置</li> </ul>
近年の主な派遣実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年東日本台風 被災28市町に対し、35団体より延べ9,833名</li> <li>令和2年7月豪雨 被災8市町村に対し、13団体より延べ6,367名</li> <li>令和6年能登半島地震 被災18市町に対し、63都道府県市より延べ118,955名</li> <li>9月20日からの大雨 被災3市町に対し、9団体より延べ3,310人</li> </ul>	東日本大震災以降の災害 547名 (令和6年4月1日時点) うち、東日本大震災 180名 平成28年熊本地震 14名 平成29年7月九州北部豪雨 7名 令和2年7月豪雨 32名 令和6年能登半島地震 275名

(※) 災害の状況により異なる。

2

## 災害時における応援派遣の主な仕組み(初動・応急期) ①

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
救助等	災害応援部隊 (自衛隊)	遭難者等の捜索救助、避難の援助、道路啓開、救護、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、危険物の保安及び除去等	防衛省
救助等	警察災害派遣隊 (都道府県警)	被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、身元確認、行方不明者の捜索、警戒・警ら、交通整理・規制、相談対応、パトロール等	警察庁
救助等	緊急消防援助隊 (消防本部)	消火活動、要救助者の検索、救助活動等	消防庁
公共土木	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(地方整備局等)	公共土木施設の被災状況の把握、排水ポンプ車の排水による被害の発生防止、建築物の倒壊等の二次災害防止、災害申請支援等	国土交通省
公共土木	災害復旧技術専門家派遣制度	公共土木施設に被害が発生した際に、被災自治体から要請に応じ、災害復旧にかかる技術的な助言な支援・助言ができる災害復旧技術専門家を派遣	国土交通省、公益社団法人全国防災協会
水道	日本水道協会会員水道事業者による地震等緊急時相互応援体制	応急給水活動、応急復旧活動、施設復旧等への技術的助言、応急給水・復旧に必要な物資・資機材等の提供等	公益社団法人日本水道協会、国土交通省
下水道	下水道事業における災害時支援に関するルール	災害実態の調査から復旧方針の検討支援、被災施設における運転手法のアドバイス、災害査定会の立会、災害復旧工事の発注・施行管理等	公益社団法人日本下水道協会、国土交通省等
農地	農林水産省サポート・アドバイス・チーム(MAFF-SAT)(地方農政局等)	農地、農業用施設の箇所・面積の把握や被害額の算出等の支援、被災した農地、農業用施設の応急対策の実施や災害復旧計画の工法の検討等に関する技術支援	農林水産省
農地	農業災害復旧専門技術者の派遣	農業被害が発生した際、被災自治体からの要請に応じ、農地・農業用施設等の被害状況の把握、応急対策・災害復旧に係る技術支援を行う専門技術者を派遣	全国土地改良事業団体連合会(全国水士里ネット)
通信	総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)(地方総合通信局)	情報通信サービスに関する被害状況の把握、関係行政機関・事業者等との連絡調整、地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援	総務省(本省、総合通信局及び沖縄総合通信事務所)
災害マネジメント	総括支援チーム	被災市区町村長への助言、幹部職員との調整、応援派遣ニーズの把握等のマネジメント支援	総務省、地方三団体、指定都市市長会
避難所運営、住家被害認定調査・罹災証明書等	対口支援チーム	避難所運営、住家被害認定調査及び罹災証明書の交付業務等に対するマンパワー支援	総務省、地方三団体、指定都市市長会

3

## 災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期）②

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
災害廃棄物処理マネジメント	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）	災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援（収集運搬の調整、仮置場管理・運営に関する調整、処理処分に関する調整、災害報告書作成・災害等廃棄物処理事業費補助金申請に関する助言、その他災害廃棄物処理の事務等）	環境省
災害廃棄物処理	災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）	生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に対する作業員・収集車等の派遣 等	環境省・公益社団法人 全国都市清掃会議 等
住家被害認定調査	災害時の住家の被害認定業務支援	関係団体との協定等に基づく被災地方公共団体の行う住家被害認定調査等への協力	建築士会、建築家協会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会等
住家被害認定調査	災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構協定	被災地方公共団体に対する住家の被害認定業務の内容の説明・実施計画の策定に係る助言、現地調査の実施に係る助言等	独立行政法人 都市再生機構・内閣府
建築物調査	被災建築物応急危険度判定士の派遣（全国被災建築物応急危険度判定協議会）	地震により被災した建築物の応急危険度判定の実施	一般財団法人 日本建築防災協会・国土交通省 等
建築物調査	文教施設応急危険度判定士の派遣	地震により被災した被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
宅地調査	被災宅地危険度判定士の派遣（被災宅地危険度判定連絡協議会）	地震又は大雨等により被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省・都道府県 等
保健医療福祉マネジメント	災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	被災地方公共団体における健康危機管理部門のマネジメント支援	厚生労働省・DHEAT事務局（日本公衆衛生協会内）
保健医療福祉	災害派遣医療チーム（日本DMAT）	災害拠点病院、一般病院、救助現場、避難所等における傷病者への医療行為	厚生労働省・DMAT事務局（国立病院機構内）
保健医療福祉	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	避難所、精神科病院、仮設住宅等における被災者のこころのケア	厚生労働省
保健医療福祉	保健師等支援チーム	救護所、自宅、避難所及び仮設住宅等における被災者の健康チェック・健康相談、避難所の衛生対策等	厚生労働省

4

## 災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期）③

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
保健医療福祉	災害派遣福祉チーム（DWT）	社会福祉施設等関係団体等（民間）の福祉専門職で構成されるDWTチームが福祉避難所等への誘導、災害時要配慮者へのアセスメント、日常生活上の支援、相談支援、一般避難所内の環境整備 等	厚生労働省・都道府県等（官民協働による災害福祉支援ネットワーク）
保健医療福祉	日赤災害医療コーディネーターチーム、医療救護班、こころのケア班	救護所、避難所、各都道府県保健医療福祉調整本部、都道府県の日赤支部、医療施設等において医療救護及びこころのケアなどの救護業務を実施	認可法人 日本赤十字社
保健医療福祉	日本医師会災害医療チーム（JMAT）	避難所、救護所での医療や健康管理	公益社団法人 日本医師会
保健医療福祉	災害時感染制御支援チーム（DICT）	感染制御関連の技術支援として、避難所の緊急リスクアセスメント、感染症流行時の特殊な感染対策に関する相談、および実務支援要望への対応	一般社団法人 日本環境感染学会
保健医療福祉	一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）	避難所での動きやすい居住環境のアドバイスや応急的環境整備、避難所支援物資の適切な選定と設置（段ボールベッド等）、リハビリテーション支援活動 等	一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会
保健医療福祉	日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）	避難所での食事に配慮が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、慢性疾患患者等）に対する個別支援や被災者全体の栄養・食生活の環境整備 等	公益社団法人 日本栄養士会
保健医療福祉	日本災害歯科支援チーム（JDAT）	避難所等での口腔衛生を中心とした歯科保健活動 等	公益社団法人 日本歯科医師会（日本災害歯科保健医療連絡協議会）
保健医療福祉	災害支援ナース	病院等での救急外来等での増大した医療ニーズへの対応や避難所での医療、看護 等	公益社団法人 日本看護協会
外国人支援	災害多言語支援センター	行政機関等が発信する災害情報や、避難所にいる外国人のニーズを選別し必要な情報を多言語に翻訳して外国人に届ける 等	一般財団法人 自治体国際化協会
ボランティア	全国的な社会福祉協議会職員の派遣	被災市区町村社協を行う災害ボランティアセンターの活動を支援	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
ボランティア	特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOAD	災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の連携の促進及び支援環境の整備 等	特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOAD

※本資料は、関連団体からの資料、聞き取り及び公表資料から総務省応援派遣室の責任で作成したもので、関連団体の了承を得たものではない。

※上表の他にも、特定非営利活動法人TMAT、特定非営利活動法人AMDA、認定特定非営利活動法人災害人道医療支援会HuMA、特定非営利活動法人ジャパンハート等のNPOや民間企業との協定といった様々な支援の仕組みがある。

5

## 2 被災地方公共団体に対する 短期の職員派遣 (応急対策職員派遣制度)

### 応急対策職員派遣制度について（平成30年3月創設）①

#### 応援職員派遣制度（短期派遣）の目的

- (1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）
- (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

#### (1)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

##### 「総括支援チーム」とは

- ① **役割** 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援
  - 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、
  - 被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、
  - 被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など
- ② **構成** 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム
  - ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
  - ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

##### 総括支援チームの活動事例

- 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
  - ・被災市区町村の被害状況の把握
  - ・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
- 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
  - ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
  - ・災害対応についての首長への助言
  - ・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等

##### 総括支援チームの構成イメージ

災害マネジメント総括支援員 (GADM) ※	(1名)
災害マネジメント支援員※	(1～2名)
連絡調整要員	(1～2名)

※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、  
総務省・消防庁で実施する研修を受講  
⇒ 名簿に登録

登録者数 : 災害マネジメント総括支援員 727名  
(R6.12月末現在) 災害マネジメント支援員 1,161名

# 応急対策職員派遣制度について（平成30年3月創設）②

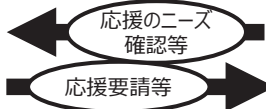
## (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（対口支援チームの派遣）

「対口支援チーム」とは

**役割** 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務に係るマンパワー支援



被災  
市区町村



被災  
都道府県

被災都道府県内の  
地方公共団体による  
応援職員の派遣だけ  
では対応困難である  
ことを連絡

被災地域ブロック  
幹事都道府県

総務省  
＜震度6弱以上の地震が観測された  
場合等には、総務省が関係機関との  
間で情報の収集、共有を実施＞

被災都道府県内の地方公共団体に  
よる応援職員の派遣だけでは対応困難

### 第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

- 都道府県（都道府県は管内市区町村と一体的に支援）又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て
- 総括支援チームを派遣している場合は原則として同一団体から「対口支援チーム」を派遣

応援職員確保  
現地調整会議

（被災都道府県、被災地域ブロック  
幹事都道府県、全国知事会、  
全国市長会、全国町村会、  
指定都市市長会、総務省）

- 被災市区町村に関する情報収集・共有等

報告

応援職員  
確保調整本部

（全国知事会、全国市長会、  
全国町村会、指定都市市長会、  
被災地域ブロック幹事都道府県  
総務省（事務局））

- 情報の収集及び共有
- 総合的な調整及び意思決定

第1段階支援だけでは対応困難

### 第2段階支援

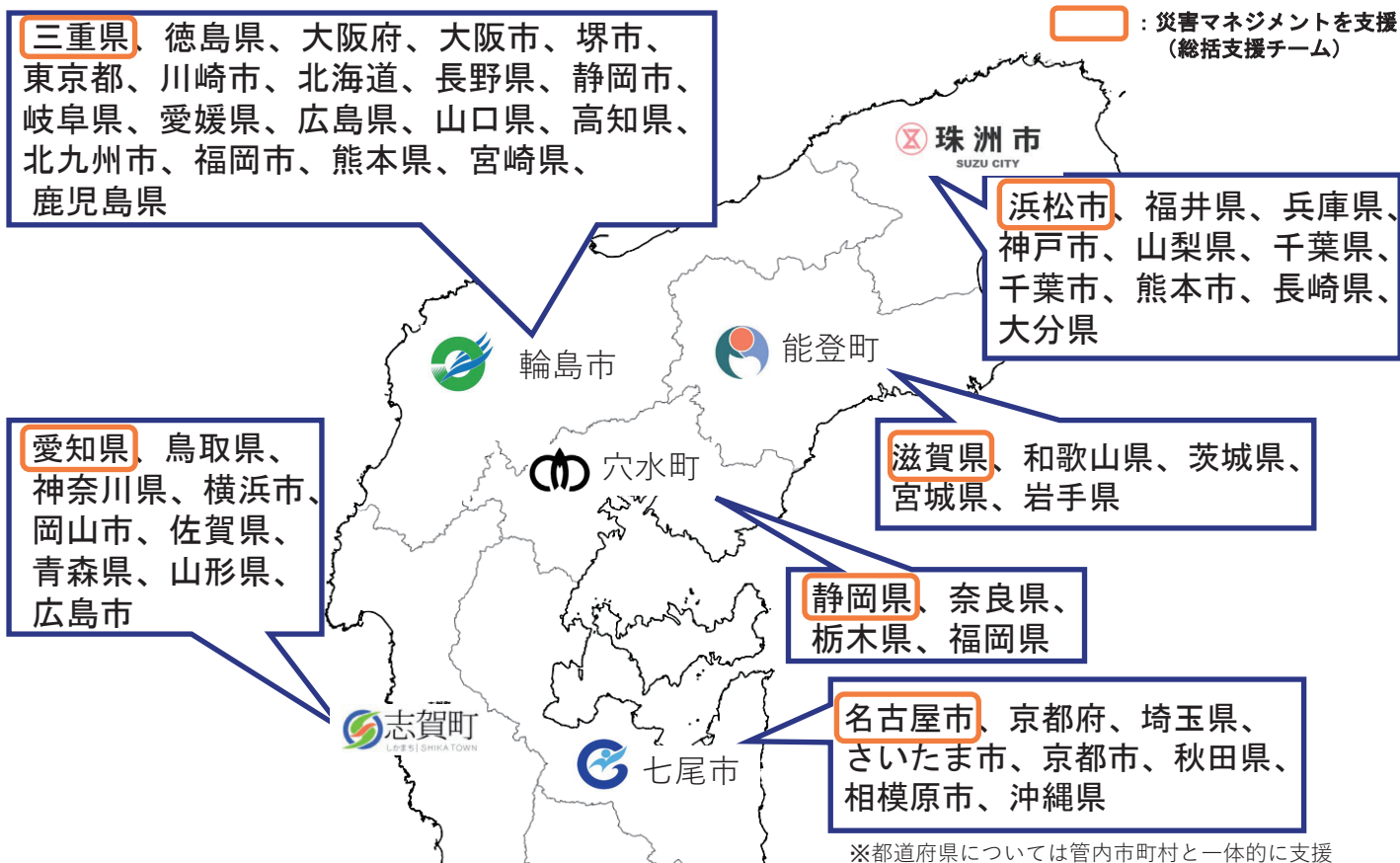
全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

- 全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

8

# 3 令和6年能登半島地震を踏まえた 応急対策職員派遣制度の改正

# 令和6年能登半島地震における被災6市町への応援団体



## 能登半島地震における被災市町への応援職員の派遣

### 総括支援チームの派遣実績

- ・石川県内の被災6市町に対し、総括支援チーム（避難所運営等の支援に向けた応援ニーズの確認、災害マネジメント支援）の派遣を決定。
- ・6月21日をもって、6市町全てにおいて総括支援チームの派遣を終了。

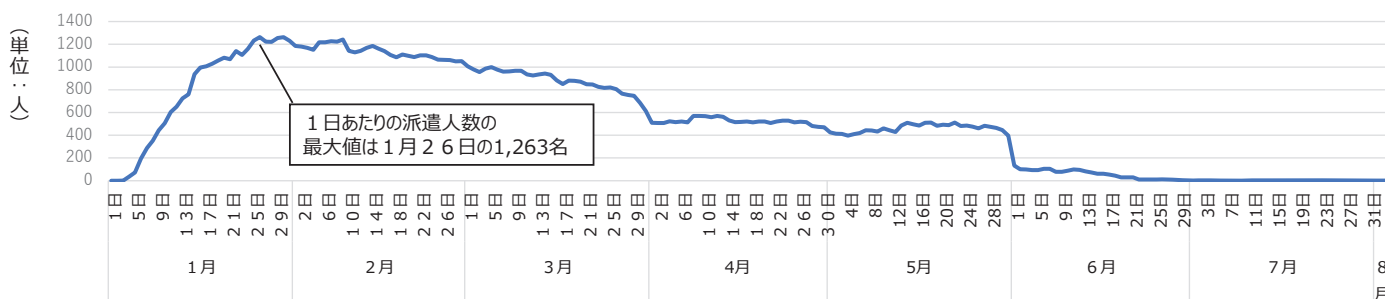
被災市町	派遣元団体※	派遣時期
輪島市	三重県	1月4日～5月31日
珠洲市	浜松市	1月3日～4月14日
能登町	滋賀県	1月3日～5月31日
穴水町	静岡県	1月3日～5月6日
七尾市	名古屋市	1月3日～6月21日
志賀町	愛知県	1月3日～6月16日

※都道府県には域内市町村職員を含む。

### 対口支援方式（カウンターパート方式）による派遣実績

- ・石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対し、63都道府県市から対口支援方式（カウンターパート方式）による支援チームの派遣（避難所の運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務を担うマンパワーの派遣）を決定。
- ・8月4日をもって、全ての被災市町における支援チームの派遣を終了。1日当たりの派遣人数の最大値は1月26日の1,263名。

全体派遣人数推移グラフ（8月4日時点）



## 令和6年能登半島地震に係る応急対策職員派遣制度の運用等の主な課題と対応①

	課題	対応
1	<p><b>一つの被災市町に多数の団体が応援に入った。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援団体間の情報共有が不足し、被災市町の状況が多くの応援団体に共有されなかった。</li> <li>・ また、一つの総括支援チームでのマネジメントが困難となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災市町村、被災県、総括支援チーム、応援団体の代表者等で集まり、その日の活動報告や今後の対応等について情報共有などを行う場をつくるよう、説明会等で広く周知する。</li> <li>・ 総括支援チームについて、既に被災市区町村に入っている総括支援チームから確保調整本部に申し出があった場合に、交代や追加の調整を行う旨及び役割を分担しながら複数の総括支援団体で対応する体制を可能とする旨、要綱・マニュアルに記載。</li> </ul> <p>(※) 分担管理イメージ図</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[総括支援チーム① (総括支援チームの総括)] --&gt; B[総括支援チーム② (避難所運営担当)]     A --&gt; C[総括支援チーム③ (罹災証明書担当)]             </pre> </div>
2	<p><b>被害が甚大な市町においては、派遣が長期化した。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害が甚大な市町の応援団体の応援職員の確保が困難となった一方で、その他の被災市町の派遣は短期間で終了していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対口支援チームの派遣の終了について、「派遣の長期化等により、対口支援団体での応援職員数の確保が困難になったこと」も終了のケースとして記載するとともに、交代や追加をした場合で、引き続き支援が必要な場合は、確保調整本部が他の対口支援団体を調整する旨、マニュアルに記載。</li> <li>・ 総括支援チームの交代や追加についても、上記1のとおり。</li> </ul>

—12

## 令和6年能登半島地震に係る応急対策職員派遣制度の運用等の主な課題と対応②

	課題	対応
3	<p><b>被災都道府県の役割が不明確であった。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災都道府県の役割を要綱に明文化。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）</li> <li>- 被災市区町村の応援ニーズの把握</li> <li>- 被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）</li> <li>- 県内応援の派遣調整</li> </ul> </li> </ul>
4	<p><b>被災地域ブロック幹事都道府県の役割が明文化されていなかった。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地域ブロック幹事都道府県の役割を要綱に明文化。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 被災都道府県の補佐（複数の都道府県が被災した場合は、必要に応じ、被災地域ブロック幹事都道府県が指定する他の都道府県が補佐）</li> <li>- 原則として総括支援チームの派遣団体としない旨記載</li> </ul> </li> </ul>
5	<p><b>応援職員の活動拠点の確保が困難であった。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱に、地方公共団体の役割として、「宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める」旨記載（令和6年6月に修正された防災基本計画に同様の規定あり。）。今後も、内閣府と連携し対応。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>活動拠点例（日本航空学園能登キャンパス）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>活動拠点例（能登高校）</p> </div> </div>

13

# 4 南海トラフ地震における 応急対策職員派遣制度 アクションプラン

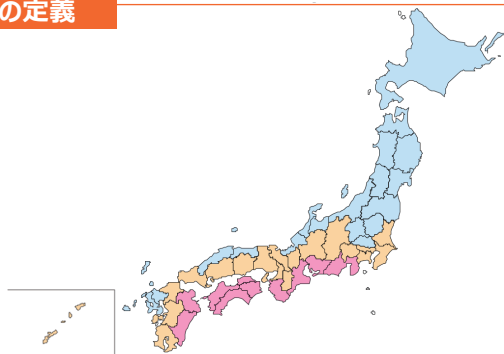
## 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの概要① (令和7年4月施行時)

### 本アクションプランの主な特徴

- **重点受援県と即時応援道県等※との組合せをあらかじめ決定**しておくことにより、南海トラフ地震発生後**速やかに**応援職員を派遣する。
- 本アクションプランの実効性を確保するため、**重点受援県と即時応援道県等との間で、平時から定期的な意見交換、研修、現地視察など「顔の見える関係」の構築**を行う。
- 即時応援道県等の応援体制について、基本的な編成を示す。
- 半割れ、一部割れなど後発地震が発生する可能性がある場合の対応をあらかじめ決定。
- 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例として定めるもの。

※ 重点受援県及び即時応援道県等については下記参照

### 用語の定義



#### ● 重点受援県 (10県)

南海トラフ地震発生時において**主として**応援を受ける県 (静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県)をいう。

#### ● 即時応援道県等 (18道県、4指定都市)

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、被害確認後**応援都府県等**を除く道県及びこれらの道県内の**指定都市**をいう。

#### ● 被害確認後応援都府県等 (19都府県、13指定都市)

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年7月26日法律第92号) 第3条第1項に基づき指定されている**南海トラフ地震防災対策推進地域**を含む都府県及びこれらの都府県内の**指定都市**をいう。

### 重点受援県と即時応援道県等との組合せ

重点受援県	即時応援県 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援県・指定都市			
		岩手県	仙台市	山形県	さいたま市
静岡県	富山県	青森県	宮城県		
愛知県	福島県	新潟県			
三重県	福井県				
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。

注4 管内に指定都市が存在する重点受援県 (静岡県、愛知県) に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

## 本アクションプランの適用基準

本アクションプランは、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

### 【震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部地方	山梨県沖・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
地近畿	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
四国・九州	淡路島付近	播磨灘			
	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

### 【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

上記の条件を満たす地震が発生した場合のほか、総務省が判断した場合に適用。

※ 本アクションプランの適用基準は、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランのものと同一。緊要隊アクションプランが適用されることとなった場合には、本アクションプランも自動的に適用。

## 本アクションプランの実効性確保のための取組（例示）

### 1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組

- ・「南海トラフ地震現地調整会議準備会」の開催による**定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施**。
- ・支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、**オンラインによる遠隔支援の検討、実証等**。
- ・重点受援県及び即時応援道県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき装備、物資等の検討。
- ・被災地域ブロック幹事都道府県との役割分担
- ・**重点受援県内の現地視察**（県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・重点受援県の県庁から**管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討**。等

### 2 重点受援県における平時からの取組

- ・管内市区町村との**定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施**。
- ・重点受援県及び管内市区町村における**受援体制の構築**（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。
- ・応援職員、ボランティア、事業者等の**活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化及び即時応援道県等への共有**。
- ・**地域GADM等の育成及び登録の促進**。
- ・被害想定に基づく管内市区町村の**応援ニーズの推計**、即時応援道県等への共有等。
- ・県内応援の可能性の検討。
- ・管内市区町村が締結している**個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認**。等

### 3 即時応援道県等における平時からの取組

- ・管内市区町村との**定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施**。
- ・応援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・重点受援県に派遣する総括支援チーム及び情報連絡員の事前のリスト化（優先順位付け）。
- ・**GADM（管内市区町村の職員含む）の育成及び登録の促進**。
- ・即時応援道県等から**重点受援県への進出経路の確認**。
- ・管内市区町村が締結している**個別の災害時応援協定の把握及び発災時における管内市区町村の対応方針の確認**。等